

一時保護施設使用料支出要領の制定について（例規通達）

犯罪の被害者、目撃者、通報者その他の参考人にとって、再被害、報復等の加害行為から自らの安全が確保されることが最も基本的な要望である。

また、犯罪が被害者等の自宅において発生し、検証等の捜査活動が長時間を要する場合等には、被害者等に対して精神的・経済的負担を強いる場合も多い。このため、宿泊施設を緊急一時的に保護施設として使用することにより、被害者等の安全の確保、二次的被害の防止・軽減及び捜査活動への協力確保を図ることとして、別添のとおり「一時保護施設使用料支出要領」を制定し、平成14年4月1日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

一時保護施設使用料支出要領

1 目的

この要領は、宿泊施設を緊急かつ一時的に保護施設として使用する際の一時保護施設使用料(以下「使用料」という。)の支出手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 支出対象者

- (1) 犯罪（刑事事件として立件されていない犯罪及び犯罪に類する行為を含む。以下同じ。）の被害者及び遺族（同居の親族を含む。以下「被害者等」という。）
- (2) 犯罪の目撃者、通報者、その他犯罪事実や犯人に関する情報について知っている者（同居の親族を含む。以下「参考人等」という。）

3 支出基準

被害者等及び参考人等であって、次のいずれかに該当し、かつ、自ら保護施設を確保することが困難なため、緊急かつ一時的に保護施設を確保する必要がある場合には、使用料を支出するものとする。

- (1) 加害者による再被害、関係者による報復等の加害行為を受けるおそれがあるとき。
- (2) 被害者等の自宅において犯罪が行われた場合で、自宅における検証、実況見分その他の捜査活動に長時間を要し、又は被害者等に精神的な二次的被害を与えるおそれあって帰宅が不可能又は帰宅させることが適当でないとき。

4 支出額

宿泊施設使用料(サービス料、消費税を含む。)の実費とする。(飲食費、通信費等は除く。)

5 使用期間

宿泊施設の使用は、原則として3泊4日以内とする。ただし、警察署長が宿泊期間の延長が必要と認めるときは、警務部警察相談課長（以下「警察相談課長」という。）と協議の上、宿泊期間を延長させることができるものとする。

6 支出手続

- (1) 警察署長は、前記3の支出基準に該当し、使用料の支出が必要と認めるときは、一

時保護施設として使用する宿泊施設(以下「保護施設」という。)を選定の上、一時保護施設使用申請書(別記様式。以下「申請書」という。)により警察相談課長を経て、警察本部長(以下「本部長」という。)に申請するものとする。

- (2) 本部長は、申請内容を審査した上で、保護施設使用の可否を警察署長に回答するとともに、保護施設使用を認めた場合には、警察相談課長をして、富山県会計規則(昭和 62 年富山県規則第 17 号)第 55 条に規定する口座振替の方法により使用料の支出手続を行わせるものとする。
- (3) 警察署長は、保護施設の使用が認められた場合には、保護施設関係者に対し、依頼書(別添)を交付するものとする。
- (4) 警察署長は、保護施設の使用終了後、保護施設関係者から保護施設使用料にかかる請求書を受領し、速やかに警察相談課長に送付するものとする。

7 運用上の留意事項

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)に基づく一時保護その他の制度による公的機関への避難や親類、知人宅等への避難が可能な場合は、当該避難先の利用を優先させること。
- (2) 保護施設使用の趣旨に鑑み、被害者等の氏名、当該保護施設の名称及び場所等に関する事項について保秘を徹底すること。

(別記様式略)

殿

警察署長

依 頼 書

(施設使用料の口座振替による支払いについて)

平素から、警察業務の各般にわたり格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
警察におきましては、犯罪の被害者の方等の様々な負担を軽減するため、施設使用料を公費で負担する制度を行っております。

つきましては、施設使用料の支払いを口座振替により行いますので、下記要領によりご請求いただきますようご依頼申し上げます。

記

1 使用者氏名

--

2 公費負担費用

ご請求いただくのは、施設使用料(消費税及びサービス料を含む。)の実費に限定され、飲食代金や電話代金等は含まれません。

施設使用料以外の代金につきましては、使用者本人にご請求いただくことになります。

3 支払手続

富山県知事宛に発行された請求書に基づき、指定された金融機関の口座に振り込みますので、誠に恐れ入りますが、使用終了後請求書を本書を持参した警察職員にお渡しいただくか、取扱警察署に送付願います。

なお、請求書には、社印及び代表者印を押印願います。

4 留意事項

ご請求いただいた施設使用料の口座振込みにつきましては、口座に振り込みした時点で、富山県出納長名の口座振替案内書が送付されます。

5 問合せ先

施設使用料の支払い等に関するお問い合わせにつきましては、当署県民相談係までご連絡ください。